

令和7年度
南島原市保健センター照明設備賃貸借
仕様書

令和7年9月
長崎県南島原市

1. 総則

本仕様書は、南島原市保健センターにおける LED 照明器具(蛍光管及びランプ)一式の賃貸借について定める。

2. 目的

この仕様書は、南島原市保健センターで使用している蛍光灯等の照明の LED 化を図ることで、より効果的な施設内環境の向上及びエネルギー効率の向上による維持経費削減を図ることを目的として改修する。

3. 概要

(1) 履行場所

施設名 : 南島原市布津保健センター

住 所 : 〒859-2112 長崎県南島原市布津町乙 470 番地

施設名 : 南島原市有家保健センター

住 所 : 〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川 131 番地 1

施設名 : 南島原市北有馬保健センター

住 所 : 〒859-2305 長崎県南島原市北有馬町戊 2818 番地 3 他

施設名 : 南島原市加津佐保健センター

住 所 : 〒859-2601 長崎県南島原市加津佐町己 3517 番地 1

(2) 賃貸借物品

LED 照明器具 一式

その他、取付けに必要な資材

(3) 設置期限

令和8年2月 28 日

(4) 賃貸借期間

令和8年3月1日から5年間

(地方自治法第 234 条の3に基づく長期継続契約)

(5) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の LED 照明器具の取り扱いは、現状のまま、無償譲渡するものとする。そのための手続き等を行うこと。

4. 見積金額

(1) 見積金額は月額賃貸借料(税抜)について見積を行うが、60月分の賃貸借料(税抜)についても参考金額の見積を行うものとする。

(2) 賃貸借料には、LED 照明器具の結線替えの工事費用を含めるものとする。

(3) 保険に係る費用(故障対応、修理費用、消耗品などの費用全てを含む)は、全て賃借料に含めるものとする。

5. 機器(物品)仕様

(1)LED 照明機器の仕様は次のとおりとする。

- ①照明器具は既存照明器具を使用し、LED 化に必要な結線替え等を行うこと。
- ②結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと。
- ③片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。
- ④光源(LED)寿命は 40,000 時間以上の製品であること。
- ⑤照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。

ア 電源内蔵直管蛍光灯型 LED 照明について

- (a)口金 G13
- (b)演色指数 Ra80 以上
- (c)全光束 40W 型:2,000lm 以上 20W 型:900lm 以上
- (d)消費電力 40W 型:11w以下 20w型:7w 以下
- (e)平均色温度 5000K
- (f)配光角 130° 以上
- (g)定格寿命(器具光束が初期の 70%まで減衰する時間) 40,000 時間以上

イ その他の LED 照明について

- (a)グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること
- (b)LED チップメーカーの特許を侵害していないこと
- (c)環境配慮商品であること
- (d)既存器具の強度が LED 照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと

6. 要求要件

(1)LED 照明器具の調達

LED 照明器具及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする。

(2)設置工事

LED 照明器具の納入及び設置を行うこととする。

(3)梱包材や既存空調機器の撤去処分

梱包材や取り外した照明設備は関係法令を遵守し受注者で処分とする。

(4)保証期間

保証期間は、照明設備の設置完了の日から5年間とする。

7. 工事(設置)仕様

(1)作業は、原則、本市の通常業務に支障がない閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)又は開庁日の

午後 6 時以降に実施すること。閉庁日又は業務時間外でも業務を行う部署もあるので、日程については発注者と十分協議すること。

- (2) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。
- (3) 契約後、速やかに工程表について、発注者の承諾を受けること。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (7) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (8) 作業終了後は床の清掃を行うこと。
- (9) 設置作業時間帯は、発注者等の指示に従うこと。
- (10) ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む安定器等があった場合、取扱いについて発注者と協議すること。
- (11) 本仕様書に記載しない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下の基準類の最新版を準拠すること。
 - (ア) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - (イ) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - (ウ) 公共建築工事標準仕様書(機械設備編)
 - (エ) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備編)
 - (オ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備編)
 - (カ) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備編)
- (12) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

8. 検査

- (1) 作業の完了後は、速やかに「提出書類一覧」に示す書類を提出し、検査を受けること。
 - (2) 検査は受注者の立会いのもと行うこと。
 - (3) 検査によって不合格になった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日まで
- に修補し、発注者の検査を受けること。

9. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

10. 特記事項

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、協議する。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当の承諾を得る。
- (3) 作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置き場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出する。
- (5) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した器具の仮使用を認めること。
- (6) 本事業の履行にあたり、発注者が提供したすべての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 賃貸借期間終了後は無償譲渡とするため、賃貸借料に固定資産相当額を含めないこと。
- (8) 大気汚染防止法に基づくアスベスト含有建材に関する調査及び関係機関への報告が必要な場合は、発注者の負担で適正に実施し作業基準を遵守すること。
- (9) 施工役割を担う者は、「令和7年度南島原市建設工事入札参加資格審査申請」において、「電気工事」の希望登録を行っている事業所で、南島原市内に本社または委任営業所を有していること。